

2018(平成30)年度
法務研究科 法務専攻(法科大学院) A日程 入学試験問題

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

口頭弁論期日における当事者の欠席について説明しなさい。

出題趣旨

口頭弁論期日における当事者の欠席に関する理解を問う問題である。
 当事者の訴訟期日における出席は、必要的口頭弁論の原則や双方審尋主義の観点から要請される。当事者が欠席すると、訴訟資料が不十分となり審理が尽くされないため、訴訟手続の円滑な進行が阻害される。そこで、当事者が欠席した場合の対策が必要となる。

当事者が欠席する場合としては、当事者双方が欠席する場合と当事者一方が欠席する場合及び第1回期日における欠席とそれ以外の続行期日における欠席に分けられるので、それぞれに分けて説明して欲しい。内容は、以下の図のとおりである。

	第1回期日	続行期日
当事者双方の欠席 (出席しても弁論をしないで退廷した場合も含む)	1 期日終了 2 続行必要な場合 →期日指定(93条1項) 3 続行不要な場合 →「休止」(「追って指定」は休止に当たらない。) →1ヶ月以内に当事者が期日の申立をしない場合には訴えの取下げ擬制(263条前段)	1 期日終了 ただし、251条2項、183条 2 2回連続の欠席 →訴え取下げ擬制(263条後段) ※上訴審への準用による上訴取下げの擬制につき、292条2項、313条、263条 ※原告が欠席し、被告が出頭したが弁論をしないで退廷したときも同様。 3 審理の現状に基づく判決 (244条)
当事者一方の欠席	擬制陳述(158条) 1 原告欠席・被告出席の場合 (1) 争いがある場合 口頭弁論か争点整理手続かを選択して、裁判長が次回期日を指定 (2) 争いがない場合 請求の認諾を認めるか、弁論を終結して請求認容判決(自白判決)をするか、和解期日を指定するか等	1 擬制陳述 (簡裁のみ。277条) 2 審理の現状に基づく判決(出席当事者の申出があれば、終局判決可(244条))

	<p>※期日の延期も可(裁判所の職権)</p> <p>2 原告出席・被告欠席の場合</p> <p>(1) 答弁書等の提出有 原告に訴状を陳述させ、その上で、答弁書の陳述を擬制 →次回期日の設定</p> <p>(2) 答弁書等の提出無 ア 欠席判決 原告に訴状を陳述させた上で、擬制自白(159条1項・3項本文)の成立を認め、事件は判決をするのに熟した(243条1項)ものとして、 終結させる。</p> <p>※公示送達は除外(159条3項但書) →証拠調べ必要。証拠調べの上、結審</p> <p>イ 期日の続行 擬制自白不成立 ∵擬制自白の成否は、口頭弁論終結時を基準として被告が争ったものと認めるべきか否かによって決定されるため(159条1項但書参照「弁論の全趣旨」)</p> <p>ウ 期日の延期 原告にも訴状を陳述させないで、期日を延期</p>		
--	---	--	--